（案）

大 阪 市 建 設 局 長
山向　薫　　様

2026 年　月　日
大阪市従業員労働組合土木支部
支　部　長　　髙嶋　真司

2026 自治労現業統一闘争に関する要求書

自治労は、2026 現業・公企統一闘争を産別統一闘争として「自治体現場力を高め、地域に根ざした取り組みによる質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標に掲げ「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしています。また、長年の退職不補充や任用替えなど、合理化の矢面に立たされてきた現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、春闘段階から年間を通じた取り組みを進めています。

現在、全国各地で想定を遙かに超える大規模自然災害が多発している中、大阪市では「大阪市地域防災計画」や「大阪市地域防災アクションプラン」を設定し、防災・減災対策を推進しています。さらに「新・市政改革プラン」では、新たな行政課題として、自然災害の多発化や災害激甚化等への対応の必要性についても言及しています。しかし、こうした災害対策を推進する一方で、災害の復旧に大きく寄与できる技能職員について、災害時対応など公の責任を果たすという観点から、将来にわたって直営が必要となる部門においては採用を継続しつつも、職員数を適宜精査し、委託化・効率化を図りながら削減を進めていくとしています。

支部は、直営体制を基本に「質の高い公共サービス」を提供し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが、建設局としての公的役割と責務であると認識しています。そうしたことから、災害時の対応も含め、より質の高い公共サービスの提供体制を確立するためにも、技能職員がこれまで培ってきた、技術・技能、知識・経験を継承していくことは必要不可欠であり、業務に必要な人材を確保するため、技能職員が従事している全ての職域で継続した採用と増配置を強く求めます。

現業統一闘争は、通年闘争として取り組んでいますが、節目の時期にあたり、支部としての決意を申し上げるとともに、以下の 12 項目について要求しますので、局として誠意を持って対応されるよう要求致します。

（案）

記

１．行政の責務として「質の高い公共サービス」を提供するため、市民生活に密接に関わる維持管理業務については「直営」を基本とすること。

２．市民ニーズを的確にとらえ、より質の高い公共サービスを提供するとともに、技能職員の「知識・技能・経験」を継承し「職の確立」を図るためにも、要員を確保すること。

３．災害発生時の減災のために、現業管理体制を活用した「直営」による災害体制を構築すること。

４．現業職場の「活性化」にむけより強固な業務執行体制の確立と、現業管理体制のさらなる充実・強化を図ること。

５．組合員が「働きがい・やりがい」を持てるよう、２級班員について積極的に配置するとともに、配置に伴う人事異動等は慎重に行うこと。また、課長代理への昇任選考についても実施すること。

６．勤務労働条件の変更については、労使自治の原則のもと事前協議を遵守し、一方的変更を行わず、これまでの労使交渉のあり方を尊重すること。

７．現業労働者に対するあらゆる差別を許さず、生活と地位の向上を図ること。

８．「職員基本条例」に基づく人事考課制度における相対評価を廃止すること。人事評価制度については「公平・公正性、透明性、客観性、納得性」を確保し、人材育成を主眼として、個々人の資質向上を図るための制度とすること。

９．労働安全衛生は、勤務・労働条件に直接かかわることからすべての公務災害・職業病を一掃するため、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図ること。【詳細は別紙】

１０．新型コロナウイルスの感染拡大で得た経験を踏まえ、今後の新興感染症等からの感染防止をはじめとして、職員が安心して業務に従事できるよう対策を講じるとともに、感染症対策に関して業務上必要な物品は十分な備蓄を確保すること。

１１．労働安全衛生面に十分に配慮し、業務実態に見合った作業服等を貸与すること。【詳細は別紙】

１２．高齢層職員の雇用制度のあり方については、国とは異なる技能職員の業務実態を十分に踏まえ、65 歳まで安心して働き続けられる職場環境と、多様で柔軟な働き方が可能となる雇用制度の確立を図ること。

以　　上

（案）

2027 年度 労働安全衛生の改善にむけた要求事項

１．労働安全衛生対策に関する予算の確保を図ること。

２．建設局安全衛生委員会、各総括安全衛生委員会、各職場安全衛生委員会の充実と実効あるものにすること。さらに、労働安全衛生連絡会議ならびに支部安全衛生対策推進委員会との連携を密にすること。

３．職場で「安全作業の手引き」「職場巡視チェックリスト」の活用及び周知徹底に努め、その項目・内容について点検を行い、改善点については迅速な対応に努めること。

４．安全衛生に向けた自覚が組合員一人ひとりのものになるよう、保護具の着用、安全衛生に関する表示、施設の点検、快適な職場環境に努めること。

５．労働災害の防止対策と、発生した場合の迅速な措置に向けて、支部との連携を密にすること。特に、義務化された熱中症対策については、予防の観点も踏まえ、各職場の作業実態に応じた対策を適切な時期に遅滞なく講じること。

６．ヘルメット等をはじめとした保護具の支給と 100％の着用を局責任において実施すること。

７．衛生管理に対して、内容の充実と一層の啓発活動を行うこと。

８．心の健康保持増進については「大阪市職員心の健康づくり計画（第 4 次）」に基づき、積極的な取り組みを行い働きやすい職場づくりを推進すること。

９．職場環境の改善は、職員一人ひとりの健康の保持増進につながることから、改善に向けて取り組みの充実を図ること。また、不測の事態等においても、初動対応を迅速に行うため、局内部での情報共有を的確に行うこと。

１０．局主催による研修会等の開催と内容の充実を図り、酸欠防止・危険物取り扱い等の講習会の拡充を図ること。

１１．総括産業医、健康管理担当医及び労働安全コンサルタントをより有効で効果的なものにするため、安全衛生管理体制の徹底に努めること。

（案）

2027 年度 作業服等の改善にむけた要求事項

１． 作業服について

（１）労働安全衛生面に十分配慮し、作業実態に見合った作業服等を貸与すること。

（２）生地・デザインなど、より一層の改善を図ること。

２． 防寒着について

（１）生地・デザインなど、より一層の改善を図ること。

（２）厳寒職場について貸与期間等の改善を図ること。

３．作業帽については、現行どおりとすること。

４．作業靴について

（１）作業実態に基づく、良質な素材を使用した優良な製品を貸与すること。

（２）業者変更に影響されないよう規格寸法等を一定とすること。

５．交付日については、決定されている貸与期日までに必ず貸与すること。

６．備品については、より一層の充実を図り、良質なものとすること。

７．備蓄品については、より一層の充実を図り、破損等が発生した場合、すみやかに交換すること。

８．職場環境整備として、洗濯機、乾燥機、石鹸等の充実を図ること。

９．作業被服等、労働安全衛生面に関する十分な予算の確保を行うこと。